

福岡県公報

平成25年10月4日
第3536号

目次

告示 (第1498号 - 第1514号)

- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック2011 -」及び「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック2011 - 普及版」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 5
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 5
- 廃川敷地等の発生 (河川課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) 7
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 9
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 9

公 告

- 落札者等の公示 (財産活用課) 9
- 落札者等の公示 (教育庁社会教育課) 10
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 10
- 一般競争入札の実施 (総務事務センター) 12
- 平成25年度福岡県准看護師試験の実施 (医療指導課) 14

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活保安課) 16
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活保安課) 16

雑 報

- 公立大学法人九州歯科大学平成24年度財務諸表に関する公告 (学 事 課) 16
- 公立大学法人福岡女子大学平成24年度財務諸表に関する公告 (学 事 課) 36
- 公立大学法人福岡県立大学平成24年度財務諸表に関する公告 (学 事 課) 53

正 誤

- 換地を定めない土地の指定 (平成25年9月福岡県告示第1373号) 中
正誤 72

告 示

福岡県告示第1498号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類

縦覧期間

縦覧場所

県営角田北部地区土地改良（区画整理）
事業変更計画書の写し

平成25年10月4日から
平成25年11月5日まで

豊前市役所
築上町役場

福岡県告示第1499号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第4工区）田川郡大任町大字今任原字高見尾10番12から10番15まで字鐘付田22番5から22番9まで並びに字六反田23番2、23番4から23番7まで24番2、24番3、52番2、52番3、53番10から53番14まで及び54番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡大任町大字大行事3067番地

大任町長 永原 譲二

福岡県告示第1500号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市下西鯨坂1443番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市下西鯨坂1444番地1

富永 仁、富永 幸子

福岡県告示第1501号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年9月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ダイレックス東福岡店

(2) 所在地 福岡県福津市津丸字桜1120番3ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年5月14日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,581平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物北側	72

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物北側	27

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北側	50

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地南側	14.67

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地北西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

福岡県告示第1502号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年9月13日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめマート新宮

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前	変更後
午後11時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分	午前8時30分～午前0時30分

福岡県告示第1503号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 y o u m e マート新宮店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目18-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし**福岡県告示第1504号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」及び「福岡県の希少野生生物－

福岡県レッドデータブック「2011－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小 川 洋

委託先	所在地	委託期間
九州大学生協同組合 伊都ビッグオレンジ書店	福岡市西区元岡744番地 九州大学ビッグオレンジ内	平成25年9月1日から 平成26年3月31日まで
福岡教育大学生協同組合	宗像市赤間文教町1番1号	平成25年9月1日から 平成26年3月31日まで

福岡県告示第1505号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 スポネット・しろやま

(2) 代表者の氏名

甲斐 清司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿239番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツを通じた健康増進に関する事業を行い、住民の健康づくりとスポーツの振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1506号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年8月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人心体療術協会

(2) 代表者の氏名

丸山 豊治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫野市原田3丁目2番18号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や身体、精神的に健康生活の維持を願う人達に対して日常生活及び社会生活を総合的に支援する為、カイロプラクティック療術の技術修得の為の指導育成に関する事業を行い予防医学全般における知識の修得を目的とする。

福岡県告示第1507号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 民芸庵

(2) 代表者の氏名
樋口 親恵

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県宮若市竹原734番地3

(4) 定款に記載された目的
この法人は障害者を含み広く一般市民に対して障害者相互の福祉と親睦を図り、障害者の自立更生に関する事業を行うとともに古墳を通して歴史、文化の教育に関する事業を行うことで明るい社会と、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1508号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年9月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人宮若の里

(2) 代表者の氏名
高橋 明

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県宮若市竹原345番地9

(4) 定款に記載された目的
この法人は、現在の厳しい雇用失業情勢において、再就職を希望する高齢者・障

害者の生きがい対策として、環境保全、まちづくり等に関する特定非営利活動を通じて、雇用機会の創出を図り、再就職の斡旋等、就労の支援を行い、地域雇用の創造を通じて地域再生を図ることを目的とする。

福岡県告示第1509号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

学校法人聖マリア学院

2 事業の種類

聖マリア学院大学正門通用路及び構内緑地整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県久留米市梅満町字立石四及び字立石五並びに津福本町字古賀後地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である学校法人聖マリア学院は、昭和57年11月1日に私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項の規定により、福岡県知事の認可を受けており、また、本件事業の実施についても、平成24年12月13日開催の学校法人聖マリア学院第110回理事会において承認を得ていることから、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、学校法人聖マリア学院は、平成25年度予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、学校法人聖マリア学院が福岡県久留米市梅満町字立石四及び字立石五並びに同市津福本町字古賀後地内において、聖マリア学院大学正門通用路及び構内緑地を整備するものである。

聖マリア学院大学及び聖マリア学院大学大学院（以下「当大学」という。）は、幹線道路である一般国道209号及び都市計画道路東櫛原町本町線（以下「内環状道路」という。）に面しておらず、住宅等が密集している地域内に位置しており、当大学への歩行者の通用口及び車両進入口が正門1箇所のみを集約されていることから、特に内環状道路の整備等による周辺交通量の増加と相まって、学生の登下校時間帯において、正門付近の道路上における交通混雑が発生するなど、学生の安全を脅かし、また、周辺住民の生活環境に甚大な被害を及ぼしているところである。

また、当大学は、学校教育法第83条第2項における社会貢献活動の取組として、久留米市との包括的連携協定に基づく種々の事業を含め、地域に開かれた大学として、学外者を対象とした公開講座等を実施しているが、現在の正門が幹線道路に面していないことから、場所が分かり難く、また、正門へ通じる市道の幅員が狭小な部分が多く、車両の対面通行ができないなど、利用者に不便をかけているところである。

さらに、当大学の構内には、教育施設環境としての福利厚生観点から、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）により、学生の相互交流等に供する適当な休息地、空地を有することが求められているが、現在は、中庭として利用しているごく限られた空地しかなく、学生に対し十分な構内における休息環境が提供されていないところである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、学生の安全な通学路及び関係車両の進入路が確保でき、また、地域社会に開かれた教育施設環境の充実が図られ、さらに、構内における学生の休息、憩い及び交流の空間が確保できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特

別の措置を講ずべき動植物、文化財などは見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、幹線道路である内環状道路及び既存の校地との位置関係、学生の利便性、事業費の面などから3案について検討を行ったうえで、幹線道路である内環状道路に面し、既存の校地と効率的な一体的活用が図れ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、学生の安全が脅かされ、関係車両、学外利用者に不便をかけているだけでなく、交通上の危険の増大をもたらす、周辺住民の生活環境の障害ともなっていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、学校法人聖マリア学院から申請のあった聖マリア学院大学正門通用路及び校内緑地整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

久留米市役所（総務部総務課）

福岡県告示第1510号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県田川県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称
遠賀川水系泌川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成25年9月11日
- 3 廃川敷地等の位置
田川市大字弓削田3258番2地先から
田川市大字弓削田3262番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
337.5㎡

福岡県告示第1511号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字薦附3238番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
香川県三豊市詫間町詫間1338番地128
株式会社 吉田石油店
代表取締役 眞鍋 和典

福岡県告示第1512号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
久留米広域市町村圏事務組合
- 2 事業の種類
久留米消防署東出張所、訓練施設及び筑後地域消防指令センター（仮称）建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県久留米市山川沓形町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業のうち、久留米消防署東出張所及び筑後地域消防指令センター（仮称）建設事業は土地収用法第3条第19号に掲げる「市町村が消防法（昭和23年法律第186号）によって設置する消防の用に供する施設」に該当する。久留米消防署東出張所訓練施設建設事業は同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である久留米広域市町村圏事務組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項に基づき久留米市ほか関係市町により設立された一部事務組合であり、消防に関する事務の処理を目的としており、久留米消防署東出張所及び訓練施設の建設を施行する権能を有する主体である。また、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき久留米広域市町村圏事務組合ほか関係団体により

筑後地域消防通信指令事務協議会が設立され、同協議会規約第18条第1項により、同協議会の関係団体が協議して久留米広域市町村圏事務組合が財産を取得及び設置をすることとされているので、久留米広域市町村圏事務組合は、筑後地域消防指令センター（仮称）の建設を施行する権能を有する主体である。したがって、久留米広域市町村圏事務組合は、本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。さらに、平成25年度特別会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、久留米広域市町村圏事務組合が久留米市山川沓形町地内において、久留米消防署東出張所、訓練施設及び筑後地域消防指令センター（仮称）を建設するものである。

久留米消防署東出張所は、開所当初から比べると、救助件数の増加や災害の専門性への対応から高度救助隊が配備され、職員数も増加したため、職員数に対して施設の規模が小さく、屋内訓練室を仮眠室として利用するなど訓練スペースの削減を余儀なくされている。また、久留米消防署東出張所は、管内署所の適正配置の視点から現在の位置に開所したが、敷地の広さの関係から訓練塔の周囲に十分な空地を確保できなかったため、訓練塔の北側及び西側の2面を使用した訓練しか出来ず、加えて消防車両の大型化に伴い、はしご車や救助工作車などの消防車両を使用した総合的な訓練が制限されるなど、訓練に支障を来しているところである。さらに、久留米消防署東出張所には、庁舎棟及び訓練塔の二つの建物があり、その二つの建物の間隔について、救助訓練に必要な空地を確保したため、庁舎棟から前面道路までの空地が十分に確保できず、消防車両の大型化も相まって、訓練、配備車両の巡回及び車庫入れ、車両点検等に支障を来している。加えて、国が実施する一般国道3号鳥栖久留米道路事業によって敷地の一部が事業用地の対象となったため、消防署としての機能が果たせなくなることから、移転せざるを得ない状況にある。また、筑後地域消防指令センター（仮称）は電波関係法審査基準の一部改正により、平成28年5月までにアナログ式からデジタル式へ移行しなければならず、指令システムについてデジタル無線に対応した機種へ更新する必要性が生じている。

そこで、久留米広域市町村圏事務組合においては、建設の実施時期が同時期にな

ったこと、別々の建設場所による土地取得費が発生しないことや、建設後の庁舎の維持管理コストが削減できることなど、経費的負担の軽減及び土地の有効利用が図られることから、各施設を同一敷地内に建設することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、職員規模に相応した庁舎となり、屋内での十分な訓練スペースの確保が可能となること、また、総合的な訓練等ができる環境を整備することで、様々な事案を想定した訓練を実施することが可能となり、救助隊や消防隊の技術向上が図られ、地域住民の安全安心の確保につながること、さらに、デジタル無線に対応した高機能指令センターの一元的整備等により、久留米広域消防本部、大牟田市消防本部、柳川市消防本部、八女消防本部、筑後市消防本部、大川市消防本部、甘木・朝倉消防本部及びみやま市消防本部で指令業務に従事する職員を一箇所に配置することによる要員削減や、119番通報者の位置情報を瞬時に特定できることによる通報から出動までの時間短縮など消防体制の強化が図られ、住民サービスの向上につながることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、組合有地との位置関係、緊急大型車両等の出入りに関する利便性及び安全性、工事施工の難易度、事業費の面等3案について検討を行ったうえで、組合有地に近接し、消防署と訓練施設の一体的な活用が可能で、緊急大型車両等の出入りに関する利便性及び安全性が確保され、工事の施工性に優れ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、久留米消防署東出張所及び訓練施設は、国が実施する平成28年度

未完成予定の一般国道3号鳥栖久留米道路事業によって敷地の一部が事業用地の対象となったため、消防署としての機能が果たせなくなることから、平成27年度末までに移転せざるを得ない状況にあり、また、筑後地域消防指令センター（仮称）は、平成28年5月までにアナログ式からデジタル式へ移行しなければならず、指令システムについてデジタル無線に対応した機種へ更新する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、久留米広域市町村圏事務組合から申請のあった久留米消防署東出張所、訓練施設及び筑後地域消防指令センター（仮称）建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

- 5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所
久留米市役所（広域行政推進課）

福岡県告示第1513号

三井郡床島堰土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
田中 正廣	久留米市北野町八重亀659番地

福岡県告示第1514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年10月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	諸富線 西島	久留米市城島町浮島109番1先から 久留米市城島町浮島410番1先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品の名称
福岡県庁舎電力供給
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部財産活用課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成25年9月3日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
九州電力株式会社

- (2) 住所
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（想定電力料金）
220,474,730円（本契約にて決定した単価にて算出したもの）
（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年7月19日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称
福岡県立図書館情報提供システムの賃貸借及び保守契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県立図書館総務課
- (2) 所在地
福岡市東区箱崎一丁目41番12号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
東京センチュリーリース株式会社福岡営業部
- (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目13番6号
- 5 落札金額

- 95,306,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成25年6月25日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
デジタル印刷機（備出22）
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用し

た者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行さ

れた原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年10月22日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

- ・デジタル印刷機23台
- ・消耗品（マスター・インク）一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

- ・デジタル印刷機 平成25年12月13日
- ・マスター・インク 平成31年3月31日

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年11月13日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	02	事務機器	AA
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を総務事務センター調達班に平成25年10月31日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更

- 生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号給務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX 092-643-3109
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
平成25年10月4日（金曜日）から平成25年10月31日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
持参する場合は平成25年11月13日（水曜日）午後4時00分
郵送する場合は平成25年11月12日（火曜日）午後5時00分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁総務事務センター入札室（行政南棟1階）

- (2) 日時
平成25年11月14日（木曜日）午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がないもの。または、入札金額を訂正した入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がないもの、または日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 入札金額（単価）の全てが予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、各入札金額（単価）に数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格であり、並びに、有効である入札書を提出した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Digital mimeograph press 23set and Unit price contract of expendable supplies
- (2) Delivery period : By December 13, 2013
- (3) Delivery place : According to the specifications
- (4) Time Limit for Tender : 4:00 PM on November 13, 2013
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

平成25年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成25年10月4日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

(2) 日時

平成26年2月14日（金曜日）午後1時30分から午後4時までとする。
なお、試験の説明を午後1時から行う。

(3) 会場

福岡市城南区七隈八丁目19番1号
福岡大学 七隈キャンパス

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課（以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成26年1月6日（月曜日）から同月14日（火曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、平成26年1月14日（火曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成26年3月12日（水曜日）午前10時に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第241号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、古物営業法第21条に基づく古物の差止めに係る処分基準（案）等について、次のとおり意見を募集する。

平成25年10月4日

福岡県公安委員会

1 意見を募集する処分基準（案）

- (1) 古物営業法第21条に基づく差止めに係る処分基準（案）
- (2) 古物営業法第21条の7に基づく競りの中止に係る処分基準（案）
- (3) 古物営業法第23条に基づく指示並びに同法第24条に基づく許可の取消し及び営業停止命令に係る処分基準（案）
- (4) 古物営業法施行規則第19条の10第1項に基づく認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消しに係る処分基準（案）
- (5) 古物営業法施行規則第19条の14第1項に基づく認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消しに係る処分基準（案）
- (6) 古物営業法施行規則第29条に基づく盗品売買等防止団体に係る承認の取消しに係る処分基準（案）

2 意見募集期間

平成25年10月4日から同年11月3日まで

3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第242号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、質屋営業法第25条第1項及び第2項に基づく許可の取消し及び営業停止命令に係る処分基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成25年10月4日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

平成25年10月4日から同年11月3日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

雑 報**公告**

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学平成24年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成25年10月4日

公立大学法人九州歯科大学

理事長 西原 達次

貸借対照表

(平成25年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地 2,031,417

建物 17,787,997

減価償却累計額 ▲ 2,200,355

減損損失累計額 ▲ 21,557 15,566,085

構築物 395,105

減価償却累計額 ▲ 52,077 343,028

工具器具備品 829,251

減価償却累計額 ▲ 686,500 142,751

医療用工具器具備品 615,526

減価償却累計額 ▲ 244,885 370,640

リース資産 93,256

減価償却累計額 ▲ 84,238 9,017

図書 183,669

美術品 22,761

有形固定資産合計 18,669,372

2 無形固定資産

ソフトウェア 12,670

電話加入権 75

無形固定資産合計 12,745

固定資産合計 18,682,118

II 流動資産

現金及び預金 477,767

未収附属病院収入 137,779

徴収不能引当金 ▲ 1,222 136,556

その他の未収入金 718

貸倒引当金 ▲ 185 532

たな卸資産 1,488

医薬品及び診療材料 16,925

流動資産合計 633,271

資産合計 19,315,389

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	45,407	
資産見返補助金等	288,758	
資産見返寄附金	48,151	
資産見返物品受贈額	502,427	884,745

長期リース債務		3,289
---------	--	-------

固定負債合計		888,035
--------	--	---------

II 流動負債

運営費交付金債務	39,548	
寄附金債務	34,040	
前受受託研究費	2,025	
前受共同研究費	840	
前受金	937	
未払金	237,285	
未払消費税等	2,638	
預り金	39,444	
リース債務	5,390	

流動負債合計		362,151
--------	--	---------

負債合計		1,250,186
------	--	-----------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	19,679,209	
資本金合計		19,679,209

II 資本剰余金

資本剰余金	472,368	
損益外減価償却累計額 (▲)	▲ 2,208,245	
損益外減損損失累計額 (▲)	▲ 21,557	
資本剰余金合計		▲ 1,757,434

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	216,739	
当期未処理損失	73,311	
(うち当期総損失)	(73,311)	

利益剰余金合計		143,427
---------	--	---------

純資産合計		18,065,202
-------	--	------------

負債純資産合計		19,315,389
---------	--	------------

損 益 計 算 書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	177,832		
研究経費	178,434		
診療経費	688,355		
教育研究支援経費	41,418		
受託研究費	8,130		
役員人件費	40,004		
教員人件費	1,178,745		
職員人件費	690,411	3,003,332	
一般管理費		293,899	
財務費用			
支払利息	442	442	
雑損		4,197	
経常費用合計			<u>3,301,871</u>
経常収益			
運営費交付金収益		1,449,091	
授業料収益		373,199	
入学金収益		63,606	
検定料収益		10,379	
附属病院収益		1,003,458	
受託研究等収益			
その他の団体	9,183	9,183	
補助金等収益		120,893	
寄附金収益		23,631	
その他の業務収益		1,295	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	10,855		
資産見返補助金等戻入	89,305		
資産見返寄附金戻入	9,888		
資産見返物品受贈額戻入	12,988	123,036	
財務収益			
受取利息	107		
その他の財務収益	54	162	
雑益			
財産貸付料収益	7,516		
手数料収益	732		
科学研究費間接経費収入	31,481		
その他の雑益	10,914	50,644	
経常収益合計			<u>3,228,581</u>
経常損失			73,290
臨時損失			
その他の臨時損失		1,377	<u>1,377</u>
臨時利益			
その他の臨時利益		1,356	<u>1,356</u>
当期純損失			73,311
当期総損失			<u><u>73,311</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 873,916
人件費支出	▲ 1,912,750
その他の業務支出	▲ 279,406
運営費交付金収入	1,488,640
授業料収入	373,805
入学金収入	63,888
検定料収入	10,379
附属病院収入	1,006,522
受託研究等収入	16,083
補助金等収入	163,118
寄附金収入	31,634
その他の収入	56,949
預り金等の純増加額	2,425
小計	147,372
設立団体納付金の支払額	▲ 160,812
業務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 13,440
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 64,193
無形固定資産の取得による支出	▲ 4,595
小計	▲ 68,789
利息及び配当金の受取額	107
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 68,681
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	▲ 15,544
小計	▲ 15,544
利息の支払額	▲ 442
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 15,986
IV 資金増加額	▲ 98,108
V 資金期首残高	575,876
VI 資金期末残高	477,767

損失の処理に関する書類

(単位：円)

I 当期未処理損失		73,311,370
当期総損失	73,311,370	
II 損失処理額		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	<u>73,311,370</u>	<u>73,311,370</u>
III 次期繰越欠損金		<u> -</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:千円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	3,003,332	
一般管理費	293,899	
財務費用	442	
雑損	4,197	
臨時損失	1,377	3,303,249

(2) (控除)自己収入等

授業料収益	▲ 373,199	
入学金収益	▲ 63,606	
検定料収益	▲ 10,379	
その他の業務収益	▲ 1,295	
附属病院収益	▲ 1,003,458	
受託研究等収益	▲ 9,183	
寄附金収益	▲ 23,631	
資産見返運営費交付金等戻入	▲ 10,855	
資産見返寄附金戻入	▲ 9,888	
財務収益	▲ 162	
雑益	▲ 19,162	
臨時利益	▲ 1,356	▲ 1,526,178

業務費用合計 1,777,071

II 損益外減価償却相当額 539,267

III 損益外減損損失相当額 3,372

IV 引当外賞与増加見積額 6,204

V 引当外退職給付増加見積額 89,853

VI 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 99,569 99,569

VII 行政サービス実施コスト 2,515,338

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金及び個人業績評価加算、特別交付金のうちの特別経費については費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～45年
構築物	10～60年
工具器具備品	4～15年
医療用工具器具備品	4～10年

なお、受託研究等収入により購入の資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、財産的基礎の減少と考えるべきであることから損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3 引当金の計上基準

(1) 徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与については、翌期以降の運営交付金により財源措置がなされているため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第 8 7 に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産(貯蔵品) 評価基準: 低価法 評価方法: 最終仕入原価法

(2) 医薬品及び診療材料 評価基準: 低価法 評価方法: 最終仕入原価法

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年3月末利回りを参考に、0.560%で計算しております。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

II 貸借対照表関係

1 賞与引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は 111,161千円です。

2 退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は 1,289,390千円です。

III キャッシュ・フロー計算書関係

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

平成25年3月31日

現金及び預金 477,767千円

IV 行政サービス実施コスト計算書関係

1 引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の対象

引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の中には、福岡県からの派遣職員に係るものが以下のとおり含まれております。

・引当外賞与増加見積額のうち派遣職員に係る額	▲ 2,313千円
・引当外退職給付増加見積額のうち派遣職員に係る額	▲24,854千円

V 金融商品に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金に限定し実施しております。

資金運用にあたっては当法人が適用する地方独立行政法人法第43条の規定に基づき実施しておりますが、公債・社債及び株式等は保有しておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額(*)
(1) 現金及び預金	477,767	477,767	—
(2) 未払金	(237,285)	(237,285)	—

(*)負債で表示されているものについては、() で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、該当帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、該当帳簿価額によっております。

VI 減損会計関係

1 減損の認識

当事業年度において、以下の資産について減損処理いたしました。

(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(単位：千円)

用途	種類	場所	帳簿価額
共同住宅	建物	北九州市小倉北区真鶴2丁目40番地, 28番地	674

(2) 減損の認識に至った経緯

上記共同住宅の一部につき、使用が想定されていないため、減損を認識し、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しております。

(3) 減損額の内訳

(単位：千円)

種類	損益計算書計上額	損益計算書に計上していない額 (損益外減損損失累計額)	計
建物	—	3,372	3,372

VII 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VIII 重要な後発事象

該当事項はありません。

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:千円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 期末 残高	摘要	
					当期 償却額	累計額	当期 損益内	当期 損益外				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	17,736,758	-	-	17,736,758	2,194,613	535,392	21,557	-	3,372	15,520,586	
	構築物	4,431	-	-	4,431	789	345	-	-	-	3,641	
	工具器具備品	20,940	-	-	20,940	8,443	2,569	-	-	-	12,496	
	計	17,762,129	-	-	17,762,129	2,203,846	538,307	21,557	-	3,372	15,536,725	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	48,256	2,983	-	51,239	5,741	4,610	-	-	-	45,498	
	構築物	390,674	-	-	390,674	51,288	12,374	-	-	-	339,386	
	工具器具備品	797,853	13,275	2,817	808,311	678,056	57,843	-	-	-	130,254	
	医療用工具器具備品	615,871	1,492	1,837	615,526	244,885	101,093	-	-	-	370,640	
	リース資産	104,281	-	11,025	93,256	84,238	18,999	-	-	-	9,017	
	図書	181,373	2,894	597	183,669	-	-	-	-	-	183,669	
計	2,138,311	20,644	16,278	2,142,677	1,064,210	194,921	-	-	-	1,078,467		
非償却有形固定資産	土地	2,031,417	-	-	2,031,417	-	-	-	-	-	2,031,417	
	美術品	22,761	-	-	22,761	-	-	-	-	-	22,761	
	計	2,054,179	-	-	2,054,179	-	-	-	-	-	2,054,179	
有形固定資産合計	土地	2,031,417	-	-	2,031,417	-	-	-	-	-	2,031,417	
	建物	17,785,014	2,983	-	17,787,997	2,200,355	540,003	21,557	-	3,372	15,566,085	注1
	構築物	395,105	-	-	395,105	52,077	12,720	-	-	-	343,028	
	工具器具備品	818,794	13,275	2,817	829,251	686,500	60,412	-	-	-	142,751	注2
	医療用工具器具備品	615,871	1,492	1,837	615,526	244,885	101,093	-	-	-	370,640	注3
	リース資産	104,281	-	11,025	93,256	84,238	18,999	-	-	-	9,017	注4
	図書	181,373	2,894	597	183,669	-	-	-	-	-	183,669	注5
	美術品	22,761	-	-	22,761	-	-	-	-	-	22,761	
計	21,954,620	20,644	16,278	21,958,986	3,268,056	733,229	21,557	-	3,372	18,669,372		
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	4,798	-	-	4,798	4,398	959	-	-	-	399	
	計	4,798	-	-	4,798	4,398	959	-	-	-	399	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	ソフトウェア	46,319	5,712	-	52,031	39,761	6,611	-	-	-	12,270	
	計	46,319	5,712	-	52,031	39,761	6,611	-	-	-	12,270	
非償却無形固定資産	電話加入権	75	-	-	75	-	-	-	-	-	75	
	計	75	-	-	75	-	-	-	-	-	75	
無形固定資産合計	ソフトウェア	51,117	5,712	-	56,830	44,159	7,571	-	-	-	12,670	注6
	電話加入権	75	-	-	75	-	-	-	-	-	75	
	計	51,192	5,712	-	56,905	44,159	7,571	-	-	-	12,745	

当期増減額の主な要因は以下のとおりです。

注1 建物の当期増加額は、建物附属設備でエアコン増設工事1,617千円等によるものです。

注2 工具器具備品の当期増加額は、フリーラジカルアナライザーシステム2,173千円等の科研費寄附による増加及び業務管理システムサーバ1,197千円の購入等によるものです。当期減少額は、モノクロ複合機1,495千円等の除却によるものです。

注3 医療用工具器具備品の当期増加額は、生物顕微鏡698千円の購入等によるものです。当期減少額は、アナライザー1,837千円の除却によるものです。

注4 リース資産の当期減少額は、パノラマX線装置3,045千円等のリース期間満了によるものです。

注5 図書の当期増加額は、購入1,481千円等によるもので、その他除籍等が597千円あります。

注6 ソフトウェアの当期増加額は、業績管理システム2,415千円等の取得によるものです。

(2) たな卸資産の明細

(単位:千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
たな卸資産	1,542	1,488	—	1,542	—	1,488	
医薬品及び 診療材料	17,827	16,925	—	17,827	—	16,925	
計	19,369	18,414	—	19,369	—	18,414	

(3) 有価証券の明細

(3)‑1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(3)‑2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

(6)‑1 引当金の明細

該当事項はありません。

(6)‑2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:千円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収学生納付金収入	282	▲ 282	—	—	—	—	注)
未収附属病院収入	140,851	▲ 3,072	137,779	1,005	217	1,222	
その他の未収入金	54,137	▲ 53,419	718	155	29	185	
計	195,271	▲ 56,773	138,497	1,160	247	1,408	

注) 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額をもって貸倒引当金を計上しております。

(6)‑3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:千円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	福岡県出資金	19,679,209	—	—	19,679,209	
	計	19,679,209	—	—	19,679,209	
資本剰余金	寄附金	22,761	—	—	22,761	
	無償譲与	59,509	—	—	59,509	
	目的積立金	390,096	—	—	390,096	
	計	472,368	—	—	472,368	
	損益外減価償却累計額	▲ 1,668,977	▲ 539,267	—	▲ 2,208,245	注1)
	損益外減損損失累計額	▲ 18,184	▲ 3,372	—	▲ 21,557	注2)
	差引計	▲ 1,214,794	▲ 542,640	—	▲ 1,757,434	

注1) 当期増加額は特定償却資産の減価償却によるものであります。

注2) 当期増加額は4階建共同住宅期末簿価の10/12を減損したものであります。

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金及び目的積立金の明細

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	141,564	—	141,564	—	注)
積立金	—	377,551	377,551	—	注)
前中期目標期間繰越積立金	—	216,739	—	216,739	注)
計	141,564	594,290	519,116	216,739	

注) 前中期目標期間最終年度の未処分利益235,987千円及び目的積立金の使用残額141,564千円の合計金額が積立金の当期増加額377,551千円となります。この積立金の当期減少額377,551千円のうち、今中期目標期間の教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てることを目的として繰越承認を受けた額は216,739千円であり、差し引き160,812千円については福岡県に返納しました。

(10) - 2 目的積立金取崩しの明細

(単位:千円)

区 分	金 額	摘 要
その他	教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	141,564 中期目標期間終了時の積立金への振替
	計	141,564

(11) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

教育経費

消耗品費	39,266	
管理物品費	2,047	
印刷製本費	5,566	
水道光熱費	33,190	
旅費交通費	14,605	
通信運搬費	1,344	
賃借料	925	
保守委託費	4,259	
修繕費	1,579	
損害保険料	1,020	
行事費	1,503	
諸会費	3,800	
報酬・委託・手数料	14,648	
奨学費	11,251	
減価償却費	40,851	
雑費	<u>1,970</u>	177,832

研究経費

消耗品費	34,132	
管理物品費	15,690	
印刷製本費	1,157	
水道光熱費	50,980	
旅費交通費	18,017	
通信運搬費	1,895	
賃借料	72	
保守委託費	4,599	
修繕費	801	
諸会費	4,399	
報酬・委託・手数料	25,820	
減価償却費	20,864	
雑費	<u>2</u>	178,434

診療経費

材料費

医薬品費	47,389	
診療材料費	133,633	
医療消耗器具備品費	3,188	
給食材料費	6,927	191,139

委託費

検査委託費	5,633	
寝具委託費	308	
医事委託費	50,106	
清掃委託費	8,074	
保守委託費	35,854	
その他の委託費	94,841	194,818

設備関係費

減価償却費	117,027	
修繕費	40,162	
機器保守費	30,716	
工事費	812	188,718

経費

消耗品費	13,538	
管理物品費	2,977	
印刷製本費	4,885	
水道光熱費	75,911	
旅費交通費	2,286	
通信運搬費	1,196	
賃借料	850	
福利厚生費	84	
損害保険料	998	
諸会費	542	
会議費	450	
報酬・委託・手数料	8,208	
職員被服費	1,202	
徴収不能引当金繰入額	222	
雑費	323	113,679
		688,355

教育研究支援経費

消耗品費		16,256
印刷製本費		771
水道光熱費		3,118
旅費交通費		2,925
通信運搬費		96
賃借料		458
保守委託費		3,619
広告宣伝費		210
諸会費		723
会議費		31
報酬・委託・手数料		11,087
減価償却費		1,889
雑費		230
		41,418

受託研究費			
消耗品費		5,854	
管理物品費		487	
旅費交通費		633	
賃借料		43	
修繕費		18	
諸会費		134	
報酬・委託・手数料		957	8,130
役員人件費			
報酬		27,060	
賞与		8,770	
法定福利費		4,173	40,004
教職員人件費			
常勤教職員給与			
給料	1,065,938		
賞与	319,061		
退職給付費用	45,450		
法定福利費	185,535	1,615,985	
非常勤教職員給与			
給料	210,789		
賞与	12,575		
法定福利費	29,806	253,170	1,869,156
一般管理費			
消耗品費		11,489	
管理物品費		290	
印刷製本費		1,161	
水道光熱費		49,358	
旅費交通費		5,135	
通信運搬費		2,445	
賃借料		1,388	
福利厚生費		1	
保守委託費		66,566	
修繕費		8,760	
損害保険料		3,399	
広告宣伝費		262	
行事費		18	
会議費		13	
報酬・委託・手数料		115,578	
租税公課		5,061	
減価償却費		20,901	
徴収不能引当金繰入額		29	
諸会費		1,791	
工事費		142	
雑費		101	293,899

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費 交付金収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成24年度	-	1,488,640	1,449,091	-	-	1,449,091	39,548
合計	-	1,488,640	1,449,091	-	-	1,449,091	39,548

(12)-2 運営費交付金収益

(単位:千円)

業務等区分	平成24年度 交付分	合計
期間進行基準によるもの	1,449,091	1,449,091
費用進行基準によるもの	-	-
合計	1,449,091	1,449,091

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)-1 補助金等の明細

(単位:千円)

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
臨床研修費補助金	43,848	-	-	-	-	43,848	-
大学間連携教育事業補助金	25,744	-	650	-	-	25,094	-
施設整備費補助金	51,951	-	-	-	-	51,951	-
合計	121,543	-	650	-	-	120,893	-

(14) 役員及び職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	39,234	3	-	-
	非常勤	770	4	-	-
	計	40,004	7	-	-
教職員	常勤	1,570,535	191	45,450	7
	非常勤	253,170	181	-	-
	計	1,823,706	372	45,450	7
合計	常勤	1,609,769	194	45,450	7
	非常勤	253,940	185	-	-
	計	1,863,710	379	45,450	7

(注)

- 役員に対する報酬は、公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程に基づき算出を行っております。
- 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人九州歯科大学職員給与規程、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程及び公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程に基づき算出を行っております。なお、退職手当は給料月額に勤続期間を勘案して算出を行っております。
- 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。また、退職給付には期末時の総支給人員数を記載しております。
- 報酬又は給与欄には法定福利費(219,514千円)が含まれております。

(15) 開示すべきセグメント情報

(単位:千円)

区 分	附属病院	その他	小 計	消去又は法人共通	合 計
業務費用					
業務費	1,505,653	1,497,678	3,003,332	-	3,003,332
教育経費	-	177,832	177,832	-	177,832
研究経費	-	178,434	178,434	-	178,434
診療経費	688,355	-	688,355	-	688,355
教育研究支援経費	-	41,418	41,418	-	41,418
受託研究費	-	8,130	8,130	-	8,130
人件費	817,297	1,091,863	1,909,160	-	1,909,160
一般管理費	4	293,894	293,899	-	293,899
財務費用	216	226	442	-	442
雑損	2,156	2,040	4,197	-	4,197
小 計	1,508,031	1,793,840	3,301,871	-	3,301,871
業務収益					
運営費交付金収益	817,297	631,793	1,449,091	-	1,449,091
学生納付金収益	-	447,184	447,184	-	447,184
附属病院収益	1,003,458	-	1,003,458	-	1,003,458
受託研究等収益	-	9,183	9,183	-	9,183
補助金等収益	43,848	77,045	120,893	-	120,893
寄附金収益	-	23,631	23,631	-	23,631
その他の業務収益	-	1,295	1,295	-	1,295
資産見返戻入	41,483	81,553	123,036	-	123,036
財務収益	22	139	162	-	162
雑益	2,374	48,269	50,644	-	50,644
小 計	1,908,485	1,320,095	3,228,581	-	3,228,581
業務損益	400,453	▲ 473,744	▲ 73,290	-	▲ 73,290
土地	-	2,031,417	2,031,417	-	2,031,417
建物	9,037,440	6,528,645	15,566,085	-	15,566,085
構築物	-	343,028	343,028	-	343,028
その他	528,102	368,988	897,090	477,767	1,374,858
帰属資産	9,565,542	9,272,079	18,837,622	477,767	19,315,389

注) 1. セグメント区分は、業務内容に応じて区分しております。

2. 帰属資産のうち「消去又は法人共通」は、各セグメントに配賦しなかった資産であり、その内容は現金及び預金477,767千円です。

3. 各セグメント別の損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、並びに引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額は次のとおりです。

(単位:千円)

区 分	附属病院	その他	合 計
損益外減価償却相当額	-	539,267	539,267
損益外減損損失相当額	-	3,372	3,372
引当外賞与増加見積額	▲ 3,895	10,100	6,204
引当外退職給付増加見積額	648	89,205	89,853

4. 人件費の配分方法について

附属病院の人件費は、セグメントで発生した額および、附属病院における教員の勤務実態に基づいた診療時間に係る人件費を加算しております。

(16) 寄附金の明細

(単位:千円)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
附属病院	—	—	
その他	53,040	530	注)
合 計	53,040	530	

注) 当期受入は、科学研究費補助金により取得した固定資産の現物寄附10,316千円(8件)、管理物品費9,692千円(39件)及び、寄贈図書1,397千円(281件)を含んでいます。

(17) 受託研究の明細

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
附属病院	—	—	—	—
その他	1,638	8,486	8,099	2,025
合 計	1,638	8,486	8,099	2,025

(18) 共同研究の明細

(単位:千円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
附属病院	—	—	—	—
その他	874	1,050	1,083	840
合 計	874	1,050	1,083	840

(19) 科学研究費補助金の明細

(単位:千円)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
日本学術研究会 科学研究費補助金 基礎研究B	(45,450) 13,635	(31) 31	
日本学術研究会 科学研究費補助金 基礎研究C	(33,704) 10,111	(26) 26	
日本学術研究会 科学研究費補助金 挑戦萌芽	(7,567) 2,270	(4) 4	
日本学術研究会 科学研究費補助金 若手B	(13,829) 3,854	(12) 12	
日本学術研究会 科学研究費補助金(研究スタート)	(2,400) 720	(2) 2	
日本学術研究会 科学研究費補助金(分担金) 基礎研究S	(2,000) 600	(1) 1	
日本学術研究会 科学研究費補助金(分担金) 基礎研究C	(970) 291	(9) 9	
厚生労働省 科学研究費補助金 長寿科学総合研究	(8,284) —	(1) —	
厚生労働省 科学研究費補助金(分担金) 長寿科学総合研究	(700) —	(1) —	
厚生労働省 科学研究費補助金(分担金) 生活習慣病対策総合研究	(400) —	(1) —	
合 計	(115,305) 31,481	(88) 85	

注) 上段()内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

(20) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①現金及び預金

(単位:千円)

区 分	金 額	摘 要
現金	5,195	小口現金(100千円)を含む
普通預金	472,571	
合 計	477,767	

②未 払 金

(単位:千円)

区 分	金 額	摘 要
人件費	61,014	退職給付費用(38,943千円)を含む
固定資産	1,654	
その他	174,616	
合 計	237,285	

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学平成24年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成25年10月4日

公立大学法人福岡女子大学
理事長 梶山 千里

貸借対照表
(平成25年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額	
資産の部		
I 固定資産		
1.有形固定資産		
土地		3,191,665
建物	1,901,375	
減価償却累計額	▲ 708,156	1,193,218
構築物	36,215	
減価償却累計額	▲ 25,232	10,982
工具器具備品	283,422	
減価償却累計額	▲ 196,809	86,612
図書		657,730
その他の有形固定資産	1,186	
減価償却累計額	▲ 1,186	0
有形固定資産合計		5,140,210
2.無形固定資産		
ソフトウェア		4,536
電話加入権		147
無形固定資産合計		4,684
固定資産合計		5,144,894
II 流動資産		
現金及び預金		537,171
未収学生納付金収入		4,635
その他の未収入金		45,503
徴収不能引当金		▲ 51
たな卸資産		350
前払費用		880
流動資産合計		588,489
資産合計		<u>5,733,384</u>

貸借対照表
(平成25年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額	
負債の部		
I 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	126,890	
資産見返補助金等	48,182	
資産見返寄附金	11,716	
資産見返物品受贈額	559,744	746,534
長期未払金		15,257
固定負債合計		761,791
II 流動負債		
運営費交付金債務	138,273	
寄附金債務	70,110	
預り科学研究費補助金等	6,044	
預り金	19,228	
前受受託研究費等	1,184	
前受金	434	
未払金	209,241	
未払消費税等	326	
流動負債合計		444,844
負債合計		1,206,635
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金	4,837,765	
資本金合計		4,837,765
II 資本剰余金		
資本剰余金	225,016	
損益外減価償却累計額	▲ 694,285	
資本剰余金合計		▲ 469,269
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金	106,415	
当期末処分利益	51,836	
(うち当期総利益)	(51,836)	
利益剰余金合計		158,252
純資産合計		4,526,748
負債純資産合計		5,733,384

損益計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額	
経常費用		
業務費		
教育経費	172,999	
研究経費	76,666	
教育研究支援経費	15,915	
受託研究費	4,023	
受託事業費	7,168	
役員人件費	49,274	
教員人件費	1,011,538	
職員人件費	323,638	1,661,225
一般管理費		174,133
財務費用		
支払利息	956	956
雑損		636
経常費用合計		<u>1,836,951</u>
経常収益		
運営費交付金収益		1,184,908
授業料収益		472,755
入学金収益		86,826
検定料収益		19,992
受託研究等収益		
その他の団体からの受託研究等収益	2,422	
共同研究収益	1,868	4,291
受託事業等収益		
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	7,493	7,493
補助金等収益		36,367
寄附金収益		11,647
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	15,756	
資産見返補助金等戻入	1,977	
資産見返寄附金戻入	3,835	
資産見返物品受贈額戻入	4,022	25,591
財務収益		
受取利息	125	
延滞金	347	
その他の財務収益	15	488
雑益		
財産貸付料収益	23,825	
手数料収益	315	
間接経費収入	8,976	
その他の雑益	5,310	38,427
経常収益合計		<u>1,888,788</u>
経常利益		51,836
臨時損失		-
臨時利益		-
当期純利益		51,836
前中期目標期間繰越積立金取崩額		-
当期総利益		<u>51,836</u>

キャッシュ・フロー計算書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:千円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 248,521
人件費支出	▲ 1,331,683
その他の業務支出	▲ 156,411
運営費交付金収入	1,323,165
授業料収入	471,629
入学金収入	86,826
検定料収入	19,992
受託研究等収入	4,818
受託事業等収入	5,682
補助金等収入	18,778
寄附金収入	9,730
その他の収入	37,311
預り科学研究費補助金等の純増減額等	▲ 1,367
小計	239,949
設立団体納付金の支払額	▲ 97,270
業務活動によるキャッシュ・フロー	142,681
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 9,946
無形固定資産の取得による支出	-
小計	▲ 9,946
利息及び配当金の受取額	125
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 9,820
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	▲ 12,760
小計	▲ 12,760
利息の支払額	▲ 956
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 13,717
IV 資金増加額	119,143
V 資金期首残高	418,027
VI 資金期末残高	537,171

利益の処分に関する書類

(単位:円)

勘定科目	金額		
I 当期末処分利益			51,836,995
当期総利益	51,836,995		
II 利益処分額			
積立金		—	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額			
教育研究等改善目的積立金	<u>51,836,995</u>	<u>51,836,995</u>	<u>51,836,995</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	1,661,225	
一般管理費	174,133	
財務費用	956	
雑損	636	
臨時損失	-	1,836,951
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	▲ 472,755	
入学料収益	▲ 86,826	
検定料収益	▲ 19,992	
受託研究等収益	▲ 4,291	
受託事業等収益	▲ 7,493	
寄附金収益	▲ 11,647	
資産見返運営費交付金等戻入	▲ 15,756	
資産見返寄附金戻入	▲ 3,835	
財務収益	▲ 488	
雑益	▲ 38,427	
臨時利益	-	▲ 661,513
業務費用合計		1,175,438
II 損益外減価償却相当額		91,376
III 損益外除売却差額相当額		11,052
IV 引当外賞与増加見積額		▲ 3,500
V 引当外退職給付増加見積額		▲ 67,424
VI 機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	154,575	
地方公共団体出資の機会費用	24,789	179,365
VII 行政サービス実施コスト		1,386,306

注 記 事 項

I 重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
期間進行基準を採用しております。
なお、退職一時金及び個人業績評価加算、特別交付金のうちの特別経費については、費用進行基準を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	7～37年				
構	築	物	5～25年			
工	具	器	具	備	品	1～10年

なお、受託研究等収入により購入の資産については、当該受託研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、財産的基礎の減少と考えるべきであることから損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 3 引当金の計上基準
 - (1) 徴収不能引当金の計上基準
債権の貸倒れに備えるため、個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金の計上基準
賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与にかかる引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。
 - (3) 退職給付にかかる引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付にかかる引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
- 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産(貯蔵品) 評価基準:低価法 評価方法:最終仕入原価法
- 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - (1) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成25年3月末利回りを参考に、0.560%としております。
 - (2) 国または地方公共団体財産の無償または減額された使用料による貸借取引の機会費用
福岡県から、学生寮の建物について無償貸与を受けており、これらについて「福岡県行政財産使用料条例」に基づいて、貸借取引を行った場合の使用料額を計算しております。
- 6 リース取引についての会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンスリース取引については、通常の売買取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

II 貸借対照表関係

1 賞与引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、76,514千円です。

2 退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、742,846千円です。

3 「固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準・同注解」に基づく注記

建物のうち校舎棟(平成25年3月末現在の簿価737,111千円)については、「福岡女子大学施設整備基本計画」に基づいて、建て替えのため平成28年度までに解体の予定となっております。

III キャッシュ・フロー計算書関係

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金 537,171千円

2 重要な非資金取引の内容

現物寄附の受入による資産の取得 1,142千円

IV 行政サービス実施コスト計算書関係

1 引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の対象

引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の対象額の中には、福岡県からの派遣職員に係るものが以下のとおり含まれてます。

- ・引当外賞与増加見積額のうち派遣職員に係る額 ▲2,108千円
- ・引当外退職給付増加見積額のうち派遣職員に係る額 ▲56,195千円

2 機会費用の内訳

- (1) 国または地方公共団体財産の無償または減額された使用料による貸借取引の機会費用
154,575千円
- (2) 地方公共団体出資等の機会費用 24,789千円

V 金融商品に関する事項

1 金融商品に状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金に限定し実施しております。
資金運用にあたっては当法人が適用する地方独立行政法人第43条の規定に基づき実施しておりますが、公債・社債及び株式等は保有しておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額(*)
(1) 現金及び預金	537,171	537,171	—
(2) 未払金	(209,241)	(209,241)	—

(*)負債で表示されているものについては、()で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、該当帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、該当帳簿価額によっております。

VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細

(単位：千円)

資 産 の 種 類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘 要		
					当期償却額		当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	40,731	-	-	40,731	13,870	3,657	-	-	-	26,860	
	構築物	36,215	-	-	36,215	25,232	3,175	-	-	-	10,982	
	工具器具備品	253,984	19,037	-	273,022	196,809	29,793	-	-	-	76,212	
	図書	641,136	16,609	16	657,730	-	-	-	-	-	657,730	
	その他の有形 固定資産	1,186	-	-	1,186	1,186	-	-	-	-	0	
	計	973,254	35,647	16	1,008,885	237,099	36,626	-	-	-	771,786	
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	1,885,664	-	25,020	1,860,644	694,285	91,376	-	-	-	1,166,358	
	計	1,885,664	-	25,020	1,860,644	694,285	91,376	-	-	-	1,166,358	
非償却資産	土地	3,191,665	-	-	3,191,665	-	-	-	-	-	3,191,665	
	工具器具備品 (絵画)	10,400	-	-	10,400	-	-	-	-	-	10,400	
	計	3,202,065	-	-	3,202,065	-	-	-	-	-	3,202,065	
有形固定資産合 計	土地	3,191,665	-	-	3,191,665	-	-	-	-	-	3,191,665	
	建物	1,926,395	-	25,020	1,901,375	708,156	95,033	-	-	-	1,193,218	
	構築物	36,215	-	-	36,215	25,232	3,175	-	-	-	10,982	
	工具器具備品	264,384	19,037	-	283,422	196,809	29,793	-	-	-	86,612	
	図書	641,136	16,609	16	657,730	-	-	-	-	-	657,730	
	その他の有形 固定資産	1,186	-	-	1,186	1,186	-	-	-	-	0	
	計	6,060,984	35,647	25,036	6,071,595	931,385	128,002	-	-	-	5,140,210	
無形固定資産 (償却費損益内)	ソフトウェア	26,316	-	-	26,316	21,779	3,068	-	-	-	4,536	
	電話加入権	147	-	-	147	-	-	-	-	-	147	
	その他の無形 固定資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	26,464	-	-	26,464	21,779	3,068	-	-	-	4,684	
投資その他の資 産	敷金・保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯 蔵 品	535	931	-	1,117	-	350	
計	535	931	-	1,117	-	350	

(3) 有価証券の明細

(3)‑1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(3)‑2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

(6)‑1 引当金の明細

該当事項はありません。

(6)‑2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:千円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収学生納付金収入	3,362	1,272	4,635	-	-	-	
その他の未収入金	25,668	19,835	45,503	-	51	51	注)
計	29,031	21,107	50,139	-	51	51	

注)個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額をもって引当金を計上しております。

(6)‑3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:千円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	設立団体(福岡県)出資金	4,837,765	-	-	4,837,765	
	計	4,837,765	-	-	4,837,765	
資本剰余金	無償譲渡	10,472	-	-	10,472	
	施設費	239,564	-	-	239,564	
	県出資金	-	▲ 25,020	-	▲ 25,020	
	計	250,036	▲ 25,020	-	225,016	
損益外減価償却累計額		▲ 602,909	▲ 105,269	13,892	▲ 694,285	
差引計		4,484,892	▲ 130,289	13,892	4,368,495	

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10)-1 積立金の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
地方独立行政法人法第40条第1項積立金	-	203,685	203,685	-	注)1
地方独立行政法人法第40条第3項積立金(教育研究等改善目的積立金)	103,223	-	103,223	-	注)1
前中期目標期間繰越積立金	-	106,415	-	106,415	注)1
計	103,223	310,100	306,908	106,415	

注)1 前中期目標期間の最終年度の未処分利益100,462千円と目的積立使用残額103,223千円を合わせると、積立金は203,685千円となります。この積立金203,685千円のうち、今中期目標期間の教育研究の質の向上及び組織運営の改善として繰越の承認を受けた額は106,415千円であり、差し引き97,270千円については設立団体に納付しました。

(10)-2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(11) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

教育経費			
	消耗品費	18,719	
	備品費	1,560	
	印刷製本費	9,394	
	水道光熱費	16,951	
	旅費交通費	9,796	
	通信運搬費	1,897	
	賃借料	2,521	
	保守費	910	
	修繕費	460	
	損害保険料	250	
	広告宣伝費	6,861	
	行事費	9,067	
	諸会費	1,954	
	会議費	88	
	報酬・委託・手数料	19,028	
	奨学費	53,222	
	減価償却費	18,944	
	雑費	<u>1,368</u>	172,999
研究経費			
	消耗品費	23,551	
	備品費	6,480	
	印刷製本費	1,183	
	水道光熱費	6,489	
	旅費交通費	16,134	
	通信運搬費	701	
	賃借料	850	
	修繕費	1,499	
	損害保険料	28	
	行事費	3	
	諸会費	4,016	
	会議費	5	
	報酬・委託・手数料	2,390	
	減価償却費	7,128	
	雑費	<u>6,202</u>	76,666
教育研究支援経費			
	消耗品費	307	
	印刷製本費	435	
	水道光熱費	4,379	
	旅費交通費	141	
	通信運搬費	67	
	賃借料	2,853	
	保守費	2,131	
	諸会費	208	
	損害保険料	8	
	減価償却費	2,179	
	雑費	<u>3,202</u>	15,915
受託研究費			4,023
受託事業費			7,168

(11) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

役員人件費	役員人件費			
	報酬		29,845	
	賞与		10,203	
	退職給付費用		5,188	
	法定福利費		4,037	49,274
教員人件費	常勤教員人件費			
	給料	557,398		
	賞与	181,789		
	退職給付費用	109,842		
	法定福利費	104,824	953,855	
	非常勤教員人件費			
	給料	57,682	57,682	1,011,538
職員人件費	常勤職員人件費			
	給料	130,302		
	賞与	41,902		
	法定福利費	23,355		
	給料・プロパー	19,180		
	賞与・プロパー	5,501		
	退職給付費用・プロパー	1,412		
	法定福利費・プロパー	3,159	224,814	
	非常勤職員人件費			
	給料	78,974		
	賞与	7,678		
	法定福利費	12,172	98,824	323,638
一般管理費	消耗品費		9,740	
	備品費		11,457	
	印刷製本費		1,426	
	水道光熱費		7,545	
	旅費交通費		17,943	
	通信運搬費		3,300	
	賃借料		7,942	
	車両燃料費		251	
	福利厚生費		485	
	保守費		9,995	
	修繕費		6,200	
	損害保険料		1,925	
	広告宣伝費		2,540	
	行事費		723	
	会議費		202	
	報酬・委託・手数料		77,700	
	租税公課		982	
	減価償却費		11,442	
	徴収不能引当金繰入額		51	
	雑費		453	
	諸会費		1,820	174,133

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:千円)

交付 年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金 収益	資産見返 交付金	資本剰余金	小計	
24	-	1,323,182	1,184,908	-	-	1,184,908	138,273
合計	-	1,323,182	1,184,908	-	-	1,184,908	138,273

(12)-2 運営費交付金収益

(単位:千円)

業務等区分	24年度交付分	合計
期間進行基 準によるもの	912,596	912,596
費用進行基 準によるもの	272,312	272,312
合計	1,184,908	1,184,908

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)-1 特定施設費の明細

該当事項はありません。

(13)-2 補助金等の明細

(単位:千円)

区分	当期交付額	当期振替額				摘要
		図書	資産見返 補助金等	資本剰余金	収益計上	
施設整備費補助金	36,854	9,997	3,044	-	23,811	
研究拠点形成費等補助金	14,435	-	1,879	-	12,555	
合計	51,289	9,997	4,924	-	36,367	

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:千円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常 勤	43,346	3	5,188	1
	非常勤	740	1	-	-
	計	44,086	4	5,188	1
教職員	常 勤	1,067,414	119	111,255	10
	非常勤	156,507	28	-	-
	計	1,223,921	147	111,255	10
合計	常 勤	1,110,760	122	116,443	11
	非常勤	157,247	29	-	-
	計	1,268,008	151	116,443	11

(注)

- 役員に対する報酬は、公立大学法人福岡女子大学役員報酬規程に基づき支給しております。
- 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人福岡女子大学職員給与規程、公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程、公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程、公立大学法人福岡女子大学非常勤職員等賃金規程に基づき支給しております。
- 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。また、退職給付には総支給人員数を記載しております。
- 非常勤教職員の給与には、受託研究費の非常勤教職員の給与539千円、受託事業費の非常勤教職員の給与6,277千円が含まれております。
- 報酬又は給与欄には法定福利費(135,376千円)が含まれております。

(15) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

(16) 寄附金の明細

(単位:千円)

区分	当期受入額	件数(件)	摘要
	8,611 (1,559)	10 (-)	注)

注) 件数のうち、基金については少額雑多なため、基金ごとに1件としてカウントしております。
()は現物寄附によるもので、内数として記載しており、件数については種類が多岐にわたり、かつ単位が一律ではないため、記載を省略しております。

(17) 受託研究の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等 収益	期末残高
	583	1,839	2,422	-

(18) 共同研究の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等 収益	期末残高
	253	2,799	1,868	1,184

(19) 受託事業等の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期受入額	受託事業等 収益	期末残高
	-	7,493	7,493	-

(20) 科学研究費補助金の明細

(単位:千円)

種目	当期受入額	件数	摘要
基盤研究A	(2,600) 780	4	
基盤研究B	(7,765) 2,329	8	
基盤研究C	(15,668) 4,842	18	
若手研究B	(4,594) 1,530	5	
萌芽研究	(800) 240	1	
研究スタート	(1,200) 360	1	
長寿科学総合研究	(600) -	1	
食品の安心・安全確保	(4,000) -	2	
合計	(37,227) 10,081	40	

注) 上段()内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(21)-1 現金及び預金

(単位:千円)

区分	金額	摘要
現金	69	小口現金 25千円を含む
普通預金	537,102	郵便貯金 14,692千円を含む
合計	537,171	

(21)-2 未払金

(単位:千円)

区分	金額	摘要
人件費	125,221	
固定資産	35,404	リース債務13,751千円を含む
その他	48,616	
合計	209,241	

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学平成24年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成25年10月4日

公立大学法人福岡県立大学
理事長 柴田 洋三郎

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		1,436,302
建物	7,359,172	
減価償却累計額	▲ 1,411,218	
	<u>833,524</u>	5,947,954
構築物		
減価償却累計額	▲ 340,141	
	<u>4,016</u>	493,382
機械装置		
減価償却累計額	▲ 2,685	
	<u>273,843</u>	1,330
工具器具備品		
減価償却累計額	▲ 211,304	
	<u>43,265</u>	62,539
医療用工具器具備品		
減価償却累計額	▲ 40,036	
	<u>734,961</u>	3,229
図書		734,961
有形固定資産合計		<u>8,679,700</u>
2 無形固定資産		
ソフトウェア		35,531
著作権		500
電話加入権		1,468
無形固定資産合計		<u>37,499</u>
固定資産合計		<u>8,717,199</u>
II 流動資産		
現金及び預金		364,019
未収学生納付金収入	1,239	
徴収不能引当金	▲ 143	
	<u>2,295</u>	1,096
たな卸資産		2,295
前払費用		549
その他の未収入金	24,519	
徴収不能引当金	▲ 163	
	<u>1,223</u>	24,355
その他の流動資産		1,223
流動資産合計		<u>393,539</u>
資産合計		<u><u>9,110,738</u></u>

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	142,636	
資産見返補助金等	284,121	
資産見返補償金	2,121	
資産見返寄附金	19,102	
資産見返物品受贈額	1,066,113	1,514,094
長期リース債務		29,005
固定負債合計		1,543,100
II 流動負債		
運営費交付金債務	91,071	
寄附金債務	4,741	
預り科学研究費補助金等	13,063	
預り金	11,671	
前受受託研究費	165	
前受金	2,275	
未払金	207,389	
リース債務	22,807	
未払消費税等	540	
流動負債合計		353,724
負債合計		1,896,824
純資産の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金	8,530,220	
資本金合計		8,530,220
II 資本剰余金		
資本剰余金	39,647	
損益外減価償却累計額(▲)	▲ 1,400,375	
資本剰余金合計		▲ 1,360,728
III 利益剰余金		
前中期目標期間繰越積立金	63,098	
当期未処理損失	18,676	
(うち当期総損失)	(18,676)	
利益剰余金合計		44,422
純資産合計		7,213,913
負債純資産合計		9,110,738

損 益 計 算 書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
経常費用		
業務費		
教育経費	154,119	
研究経費	143,673	
教育研究支援経費	34,943	
受託研究費	1,361	
受託事業費	8,317	
役員人件費	39,663	
教員人件費	1,120,482	
職員人件費	184,852	1,687,413
一般管理費		271,260
財務費用		
支払利息	791	791
雑損		0
経常費用合計		<u>1,959,466</u>
経常収益		
運営費交付金収益		1,011,311
授業料収益		571,732
入学金収益		115,410
検定料収益		28,528
その他業務収益		781
受託研究等収益		
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	506	
その他の団体からの受託研究等収益	854	1,361
受託事業等収益		
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	8,153	
その他の団体からの受託事業等収益	164	8,317
補助金等収益		70,010
寄附金収益		951
資産見返負債戻入		
資産見返物品受贈額戻入	49,631	
資産見返運営費交付金等戻入	9,336	
資産見返寄附金戻入	2,457	
資産見返補助金等戻入	11,030	
資産見返補償金戻入	79	72,534
財務収益		
受取利息	118	
延滞金	385	504
雑益		
財産貸付料収益	16,890	
手数料収益	4,183	
間接経費収入	11,268	
その他の雑益	9,229	41,572
経常収益合計		<u>1,923,017</u>
経常損失		36,449
臨時損失		
固定資産除却損		<u>5,516</u> <u>5,516</u>
臨時利益		
資産見返物品受贈額戻入		5,084
資産見返運営費交付金等戻入		134
資産見返寄附金戻入		297
当期純損失		<u>36,449</u>
前中期目標期間繰越積立金取崩額		<u>17,772</u>
当期総損失		<u><u>18,676</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 290,451
	人件費支出	▲ 1,355,318
	その他の業務支出	▲ 182,546
	運営費交付金収入	1,104,798
	授業料収入	561,018
	入学金収入	116,538
	検定料収入	28,545
	受託研究等収入	2,343
	受託事業等収入	8,549
	寄附金収入	4,948
	補助金等収入	89,263
	補助金等の精算による返還金の支出	▲ 3,590
	その他の収入	43,389
	預り科学研究費補助金等の純増減額	2,211
	小計	129,699
	設立団体納付金の支払額	▲ 46,080
	業務活動によるキャッシュ・フロー	83,618
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	▲ 550,000
	定期預金の払戻による収入	450,000
	有形固定資産の取得による支出	▲ 39,985
	無形固定資産の取得による支出	▲ 525
	小計	▲ 140,510
	利息及び配当金の受取額	499
	投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 140,010
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	▲ 25,690
	小計	▲ 25,690
	利息の支払額	▲ 791
	財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 26,482
IV	資金増加額	▲ 82,874
V	資金期首残高	346,893
VI	資金期末残高	264,019

損失の処理に関する書類

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期未処理損失 当期総損失	18,676,353 18,676,353
II 損失処理額 前中期目標期間繰越積立金取崩額	18,676,353 18,676,353
III 次期繰越欠損金	<u>0</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	1,687,413	
一般管理費	271,260	
財務費用	791	
雑損	0	
臨時損失	5,516	1,964,982
(2) (控除)自己収入等		
授業料収益	▲ 571,732	
入学金収益	▲ 115,410	
検定料収益	▲ 28,528	
受託研究等収益	▲ 1,361	
受託事業等収益	▲ 8,317	
寄附金収益	▲ 951	
その他業務収益	▲ 781	
資産見返運営費交付金等戻入	▲ 8,966	
資産見返寄附金戻入	▲ 2,457	
財務収益	▲ 504	
雑益	▲ 30,304	
臨時利益	▲ 431	▲ 769,746
業務費用合計		1,195,235
II 損益外減価償却相当額		200,435
III 引当外賞与増加見積額		503
IV 引当外退職給付増加見積額		▲ 74,826
V 機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用		8
地方公共団体出資の機会費用		40,478
VI 行政サービス実施コスト		<u>1,361,834</u>

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職手当及び特別交付金のうち特別の経費については費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～44年

構築物 3～47年

工具器具備品 1～14年

なお、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）の減価償却相当額については、財産的基礎の減少と考えるべきであることから損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3 引当金の計上基準

(1) 徴収不能引当金の計上基準

債権の回収不能による損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされているため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

(3) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産（貯蔵品） 評価基準：低価法 評価方法：最終仕入原価法

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
福岡県河川流水占用料等徴収条例を参考に計算しております。

(2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成25年3月末利回りを参考に、0.560%で計算しております。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

8 その他

損失の処理に関する書類(案)を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示しております。

II 貸借対照表関係

1 賞与引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、76,610千円です。

2 退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、699,289千円です。

III キャッシュ・フロー計算書関係

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

平成25年3月31日

現金及び預金	364,019千円
定期預金	▲100,000千円
資金期末残高	264,019千円

2 重要な非資金取引の内容

現物寄付による資産の取得 4,477千円

IV 行政サービス実施コスト計算書関係

1 引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の対象

引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額の中には、福岡県からの派遣職員に係る

ものが以下のとおり含まれております。

- ・引当外賞与増加見積額のうち派遣職員に係る額 ▲1,597 千円
- ・引当外退職給付増加見積額のうち派遣職員に係る額 ▲49,763 千円

2 機会費用の内訳

設立団体に係る額 40,478 千円

V 金融商品の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金等に限定しております。

資金運用にあたっては当法人が適用する地方独立行政法人法第 4 3 条の規定に基づき実施しておりますが、公債・社債及び株式等は保有していません。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額 (*)
(1) 現金及び預金	364,019	364,019	—
(2) 未払金	(207,389)	(207,389)	—

(*) 負債で表示されているものについては、() で表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VI 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当法人は、福岡県田川市において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

VII 重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

VIII 重要な後発事象

該当する事項はありません。

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(単位：千円)

資 産 の 種 類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末 残高	摘 要	
					当期償却額	当期償却額	当期 損益内	当期 損益外			
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	257,723	5,092	-	262,815	10,842	8,424	-	-	251,973	-
	構築物	824,491	9,033	-	833,524	340,141	49,968	-	-	493,382	注)1
	機械装置	4,016	-	-	4,016	2,685	209	-	-	1,330	
	工具器具 備品	257,804	16,038	-	273,843	211,304	23,126	-	-	62,539	注)2
	医療用工具 器具備品	43,265	-	-	43,265	40,036	3,135	-	-	3,229	
	図書	724,633	15,843	5,516	734,961	-	-	-	-	734,961	
	計	2,111,934	46,008	5,516	2,152,426	605,010	84,864	-	-	1,547,416	
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	7,096,357	-	-	7,096,357	1,400,375	200,435	-	-	5,695,981	
	計	7,096,357	-	-	7,096,357	1,400,375	200,435	-	-	5,695,981	
非償却資産	土地	1,436,302	-	-	1,436,302	-	-	-	-	1,436,302	
	計	1,436,302	-	-	1,436,302	-	-	-	-	1,436,302	
有形固定資産 合計	土地	1,436,302	-	-	1,436,302	-	-	-	-	1,436,302	
	建物	7,354,080	5,092	-	7,359,172	1,411,218	208,859	-	-	5,947,954	
	構築物	824,491	9,033	-	833,524	340,141	49,968	-	-	493,382	
	機械装置	4,016	-	-	4,016	2,685	209	-	-	1,330	
	工具器具 備品	257,804	16,038	-	273,843	211,304	23,126	-	-	62,539	
	医療用工具 器具備品	43,265	-	-	43,265	40,036	3,135	-	-	3,229	
	図書	724,633	15,843	5,516	734,961	-	-	-	-	734,961	
	計	10,644,594	46,008	5,516	10,685,086	2,005,386	285,299	-	-	8,679,700	
無形固定資産 (償却費損益内)	ソフトウェア	103,875	2,025	-	105,900	70,369	18,050	-	-	35,531	
	著作権	500	-	-	500	-	-	-	-	500	
	電話加入権	1,468	-	-	1,468	-	-	-	-	1,468	
	計	105,844	2,025	-	107,869	70,369	18,050	-	-	37,499	
投資その他の資産	敷金・保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注) 1 当期増加額は、グラウンド照明及びテニスコート照明の取得によるものであります。

注) 2 当期増加額は、TV会議システム（5,565千円）並びに動画コンテンツ配信システム（6,195千円）及び動画コンテンツ配信システムオンデマンドサーバー（4,278千円）の取得によるものであります。

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯 蔵 品	2,297	2,508	－	2,510	－	2,295	
計	2,297	2,508	－	2,510	－	2,295	

(3) 有価証券の明細

(3)‑1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(3)‑2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

(6)‑1 引当金の明細

該当事項はありません。

(6)‑2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：千円)

区分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収学生納付金収入	1,431	▲ 191	1,239	-	▲ 143	▲ 143	注)
その他の未収入金	18,187	6,331	24,519	▲ 64	▲ 98	▲ 163	注)
計	19,619	6,139	25,758	▲ 64	▲ 242	▲ 307	

注) 貸倒懸念債権等の特定債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(6)‑3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	設立団体(福岡県) 出資金	8,530,220	-	-	8,530,220	
	計	8,530,220	-	-	8,530,220	
資本剰余金	目的積立金	38,767	2,677	-	41,444	注)
	無償譲与	1,468	-	-	1,468	
	設立団体(福岡県) 出資金	▲ 3,265	-	-	▲ 3,265	
	計	36,969	2,677	-	39,647	
	損益外減価償却 累計額	▲ 1,199,940	▲ 200,435	-	▲ 1,400,375	
	差 引 計	▲ 1,162,970	▲ 197,757	-	▲ 1,360,728	

注) 当期増加額は、目的積立金により資産を取得したことに伴うものです。

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10)-1 積立金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
地方独立行政法人法第40条第 1項積立金	10,712	118,917	129,629	-	注)
地方独立行政法人法第40条第 3項積立金(教育研究等改善 目的積立金)	98,934	-	98,934	-	注)
地方独立行政法人法第40条第 4項積立金(前中期目標期間繰 越積立金)	-	83,548	20,450	63,098	注)
計	109,646	202,466	249,014	63,098	

注) 前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は10,712,355円であり、これに前中期目標期間最終年度の未処分利益19,982,784円及び目的積立金の98,934,635円を加えると、積立金は129,629,774円となります。

この積立金129,629,774円のうち、今中期目標期間の業務の財源として繰越の承認を受けた額は83,548,850円であり、差し引き46,080,924円は設立団体に納付しました。

(10)-2 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

区 分		金額	摘要
目的積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金	17,772	費用の発生による
その他	前中期目標期間繰越積立金	2,677	資産の取得による
計		20,450	

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11)-1 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交 付 金 当 期 交 付 額	当期振替額			小 計	期末残高
			運 営 費 交 付 金 運 取	資 産 見 返 運 営 費 交 付 金	資 本 剰 余 金		
平成24年度	-	1,104,798	1,011,311	2,415	-	1,013,726	91,071
合 計	-	1,104,798	1,011,311	2,415	-	1,013,726	91,071

(11)-2 運営費交付金収益

(単位：千円)

業務等区分	24年度交付分	合計
期間進行基準によるもの	924,935	924,935
費用進行基準によるもの	86,376	86,376
合 計	1,011,311	1,011,311

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12)-1 特定施設費の明細

該当事項はありません。

(12)-2 補助金等の明細

(単位：千円)

区分	当期交付額	当期振替額					摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金	49,961	-	16,038	-	-	33,923	
看護職員専門分野研修 事業費補助金	1,680	-	-	-	-	1,680	
公開講座補助金	300	-	-	-	-	300	
施設整備費等補助金	43,140	-	9,033	-	-	34,107	
合計	95,082	-	25,071	-	-	70,010	

(13) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	常 勤	38,998	3	-	-
	非常勤	665	4	-	-
	計	39,663	7	-	-
教 職 員	常 勤	1,132,600	130	77,257	6
	非常勤	95,476	83	-	-
	計	1,228,077	213	77,257	6
合 計	常 勤	1,171,598	133	77,257	6
	非常勤	96,141	87	-	-
	計	1,267,740	220	77,257	6

注)

1. 役員に対する報酬は、公立大学法人福岡県立大学役員報酬規程に基づき算出されます。
2. 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人福岡県立大学職員給与規程、公立大学法人福岡県立大学教員年俸規程及び公立大学法人福岡県立大学非常勤職員等賃金規程に基づき算出されます。なお、退職手当は給料月額に勤続期間を勘案して算出されます。
3. 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。また、退職給付には総支給人員数を記載しております。
4. 報酬又は給与欄には法定福利費（147,983,911円）が含まれております。

(14) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

教育経費	
消耗品費	18,927
備品費	298
印刷製本費	19,079
水道光熱費	15,646
旅費交通費	18,265
通信運搬費	1,893
賃借料	2,388
保守費	36
修繕費	965
損害保険料	53
広告宣伝費	1,034
行事費	891
会議費	51
報酬・委託・手数料	33,854
奨学費	25,684
減価償却費	13,275
徴収不能引当金繰入額	242
雑費	202
工事費	1,072
諸会費	255
	<u>154,119</u>
研究経費	
消耗品費	50,009
備品費	2,576
印刷製本費	5,503
水道光熱費	3,934
旅費交通費	28,617
通信運搬費	3,081
賃借料	4,979
福利厚生費	594
保守費	105
修繕費	2,204
損害保険料	27
広告宣伝費	42
行事費	232
会議費	44
報酬・委託・手数料	21,538
減価償却費	14,600
工事費	174
諸会費	5,288
雑費	116
租税公課	0
	<u>143,673</u>
教育研究支援経費	
消耗品費	1,119
印刷製本費	193
水道光熱費	4,249
旅費交通費	304
通信運搬費	64
賃借料	1,805
保守費	2,751
修繕費	282
報酬・委託・手数料	20,706
減価償却費	3,378
諸会費	87
	<u>34,943</u>
受託研究費	
消耗品費	959
備品費	249
旅費交通費	55
報酬・委託・手数料	96
	<u>1,361</u>

受託事業費	
消耗品費	235
旅費交通費	261
報酬・委託・手数料	6,924
法定福利費	896
	<u>8,317</u>
役員人件費	
常勤役員人件費	
報酬	26,492
賞与	8,770
法定福利費	3,735
	<u>38,998</u>
非常勤役員人件費	
報酬	665
	<u>665</u>
	<u>39,663</u>
教員人件費	
常勤教員人件費	
給料	645,992
賞与	210,629
退職給付費用	77,257
法定福利費	118,508
	<u>1,052,389</u>
非常勤教員人件費	
給料	60,764
賞与	3,423
法定福利費	3,905
	<u>68,093</u>
	<u>1,120,482</u>
職員人件費	
常勤職員給与	
給料	107,703
賞与	31,667
法定福利費	18,098
	<u>157,469</u>
非常勤職員給与	
給料	19,244
賞与	4,402
法定福利費	3,735
	<u>27,383</u>
	<u>184,852</u>
一般管理費	
消耗品費	2,190
備品費	322
印刷製本費	429
水道光熱費	16,523
旅費交通費	4,856
通信運搬費	2,739
賃借料	4,010
保守費	36,609
修繕費	5,594
損害保険料	1,223
広告宣伝費	51
報酬・委託・手数料	113,645
租税公課	743
減価償却費	71,660
雑費	79
食糧費	42
工事費	8,241
諸会費	2,296
	<u>271,260</u>

(15) 寄附金の明細

(単位：千円)

区 分	当期受入額	件数 (件)	摘要
	9,426	40	注)
合 計	9,426	40	

注) 当期受入額には福岡県立大学後援会からの寄贈図書1,035千円 (15件) を含んでおります。

(16) 受託研究の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
	179	1,348	1,361	165
合 計	179	1,348	1,361	165

(17) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(18) 受託事業等の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
	-	8,317	8,317	-
合 計	-	8,317	8,317	-

(19) 科学研究費補助金等の明細

(単位：千円)

種目	当期受入額	件数	摘要
基盤研究A	3,720 (12,368)	2	
基盤研究B	924 (2,983)	4	
基盤研究C	4,730 (15,783)	38	
若手研究B	1,668 (5,561)	10	
研究活動スタート支援	210 (697)	1	
挑戦的萌芽研究	15 (50)	1	
厚生労働省	0 (4,300)	2	
合 計	11,268 (41,744)	58	

注) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数として () 内に記載しております。

(20) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

①現金及び預金

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	-	
普 通 預 金	179,165	
定 期 預 金	100,000	
そ の 他 の 預 金	84,854	
合 計	364,019	

②資産見返物品受贈額の明細

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
構 築 物 に 係 る 分	460,591	
医 療 用 工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	669	
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	2,666	
図 書 に 係 る 分	602,185	
合 計	1,066,113	

③未払金

(単位：千円)

区 分	金 額	摘 要
人 件 費	87,920	
固 定 資 産	6,815	
そ の 他	112,653	
合 計	207,389	

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備考	正	誤								
					上	下												
25・9・3	3527	告示	1373	2	○			表中	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">市町村</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>久留米市 安武町</td> <td>住吉</td> </tr> </table>	市町村		久留米市 安武町	住吉	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">市町村</td> <td style="width: 50%;">大字</td> </tr> <tr> <td>久留米市 安武町</td> <td>住吉</td> </tr> </table>	市町村	大字	久留米市 安武町	住吉
市町村																		
久留米市 安武町	住吉																	
市町村	大字																	
久留米市 安武町	住吉																	